

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年8月1日
【事業年度】	第8期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
【会社名】	SBI FinTech Solutions株式会社
【英訳名】	SBI FinTech Solutions Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三文字 正孝
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目1番1号
【電話番号】	(03) 3498-5011(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 阿部 純一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目1番1号
【電話番号】	(03) 3498-5011(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 阿部 純一郎
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2019年6月21日開催の第8期定時株主総会において承認可決された定款一部変更の件につきまして、本定款変更の効力発生日を2019年7月末日までに開催予定の取締役会にて決定することとしておりましたが、現状の各種手続きの進捗状況を考慮し、日程を変更することといたしました。

この変更により、2019年6月24日に提出いたしました第8期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）有価証券報告書及びその添付書類の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第8期有価証券報告書

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等

株式の総数

発行済株式

4 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの概要

添付書類

「定款」の差替え

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

## 第8期有価証券報告書

## 第一部【企業情報】

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

(訂正前)

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式(注)	42,800,000
計	42,800,000

(注) 2019年6月21日に開催される株主総会により変更される定款(但し、当社が現在準備中の東京証券取引所への上場手続きの進行に伴って2019年7月末日までに開催予定の取締役会において別途決定した日をもって、その変更の効力が発生することが予定されております。以下、「新定款」という。)においては、発行可能株式総数を98,620,000株としております。

(訂正後)

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	42,800,000
計	42,800,000

## 【発行済株式】

(訂正前)

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2019年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2019年6月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	24,656,540	24,656,540	韓国取引所(注1) (KOSDAQ市場)	当社は単元株制度を採用していません。 (注2)
計	24,656,540	24,656,540	-	-

(注1) 当社株式については、韓国取引所KOSDAQ市場上場に際し、すべての発行済株式を韓国証券預託院(KSD)に預託し、これを裏付けに発行された預託証券をもって上場するという手順を踏んでおります。このため、便宜上、当事業年度末の預託証券保有者を株式名義人としております。

(注2) 今後効力が発生することが予定されている新定款においては、単元株式数を100株としております。

(訂正後)

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2019年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2019年6月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	24,656,540	24,656,540	韓国取引所(注) (KOSDAQ市場)	当社は単元株制度を採用していません。
計	24,656,540	24,656,540	-	-

(注) 当社株式については、韓国取引所KOSDAQ市場上場に際し、すべての発行済株式を韓国証券預託院(KSD)に預託し、これを裏付けに発行された預託証券をもって上場するという手順を踏んでおります。このため、便宜上、当事業年度末の預託証券保有者を株式名義人としております。

#### 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

(訂正前)

(省略)

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。(注1)

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(省略)

株主総会の特別決議

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上、かつ、発行済株式総数の3分の1以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。(注2)

(注1) 今後効力が発生することが予定されている新定款においては、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

(注2) 今後効力が発生することが予定されている新定款においては、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(訂正後)

(省略)

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(省略)

株主総会の特別決議

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上、かつ、発行済株式総数の3分の1以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。

添付書類

「定款」の差替え